

専門職学位課程の教育研究実施組織（2025年5月1日現在）

研究科・専攻等の名称	専任教員								助手	非常勤教員	備考	専任教員数（内訳）							
	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数				教授	准教授	講師	助教	計			
国際マネジメント研究科 国際マネジメント専攻	20人	14人	8人	0人	14人	7人	5人		3人	32人					14	4	0	2	20
会計プロフェッション研究科 会計プロフェッション専攻	15人	12人	6人	4人	12人	6人	4人		1人	22人					12	2	0	1	15
計	35人	26人	14人	4人	26人	13人	9人	0人	4人	54人					26	6	0	3	35

[注]

- 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼担）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
  - 大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
    - 大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
    - 大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
    - 「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。